

平成22年度第1回奈良県特別職報酬等審議会議事録（要点筆記）

日時 平成22年11月1日（月） 午後2時から
場所 分庁舎5階 第50会議室

【出席委員】

梶野委員、近東委員、塩見委員、永田委員、福本委員、森本委員、山寄委員 以上7名
※審議会において、近東委員を会長に、梶野委員を副会長に選任。

【議事】

1 審議会の公開について

審議会については、原則公開することが決定。ただし、審議については、審議の中で法人又は個人に関する情報が含まれていることがあり、奈良県情報公開条例第7条第3号に該当し、また、公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため当該条例第7条第5号に該当するということから、具体的な審議については非公開とすることが決定された。

2 諮問の趣旨説明（事務局より）

一般職の職員の給与については、10月6日に奈良県の人事委員会より、昨年に引き続きマイナスとの勧告がなされた。一方、特別職の報酬に関しては人事委員会の勧告の対象外ではあるが、前回平成21年度の本審議会において社会経済情勢等の変化や財政状況等を勘案し、時宜に即して見直しを行うことが適当であるという答申をいただいた。従って今般、議長、副議長及び議員の議員報酬並びに知事、副知事の給料の額の改定についての諮問をさせていただくこととなった。

3 審議

一般職の状況、他府県の改定状況等について事務局から資料に基づき説明の後、特別職（議会の議員、知事及び副知事）の報酬等について審議がなされた。

審議の結果、特別職の報酬等については、引き下げるという方向をベースに具体的な改定内容及び答申内容は次回審議会（11/8）で審議することとし、平成22年度第1回奈良県特別職報酬等審議会は終了された。

〔主な質疑、意見等は以下のとおり〕

（委員）県では特例条例で8年間にわたり給与のカットを行っている。それは県庁内の労使交渉で決められることだろうが、そのことと今回の特別職の改定について、どのように説明されるのか。

（事務局）勧告については、職員の本来のあるべき給与水準を示すもの。よって、給与カット前を用いての勧告となっている。独自でカットしているのは、労使交渉

によるが、県独自の財政事情により行っているものであり、いろいろな地方自治体が、その事情によって職員合意のもとおこなっている。

知事、副知事についても職員同様、県政の運営上身をきつていこうということで給与カットをしていこうというものである。

(委員) 県職員の給与は奈良県の景気動向及びそれを受けての税収とリンクしている。公務員の給与を下げると県内消費、県経済にも影響することも踏まえて、検討する必要がある。

(委員) 他府県では知事らの給料の改定が 10 年以上行われていないところがある。このようなところでも職員については、同じような勧告が出され引き下げなどが行われていると思うが、それでも知事らの引き下げは行われていないが、そのあたりはどうなのか。

(事務局) たしかに改定していない都道府県があるのも事実だし、逆に奈良県と同様、一般職の改定があった時には特別職も改定するというきめ細かな対応しているところもある。それぞれの事情、スタンスがあり判断をしているのだろう。また、本則上の額は変えていないが、当県と同じように給与のカットを行っているところもある。

(委員) 他府県の状況をみると、奈良県の知事らの給料はけっして高くないと思うが、職員の給料が人事委員会の勧告に従い下がるのであれば、やはりトップである特別職も下げるのも仕方がないと思う。

(委員) 今の情勢の中で、職員の給料が下がるのにそのトップが据え置きというのはどうか。仮に知事の給料を据え置くとすると職員の士気にも影響してくると思う。